

平成14年2月28日
原子力安全対策課
(13-90)
<11時記者発表>

高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置計画および 使用済樹脂の処理方法の変更計画に係る事前了解願いについて

本日、関西電力株式会社から、高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置計画および使用済樹脂の処理方法の変更計画について、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」第2条第2項の規程に基づき、事前了解願いが提出された。

県としては、これらの計画について今後詳細に説明を受け、立地町の意見も十分踏まえ、安全の確保を最優先に慎重に対処していく。

事前了解願いの概要

使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると、輸送容器の取扱い基数が増える。このため、輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。

1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂については、これまでタンクに貯蔵していたが、これらの使用済樹脂のうち放射線量が低いものを雑固体廃棄物として雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。

1 . 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置計画の概要

(1) 発電所名

高浜発電所

(2) 設置する施設名

使用済燃料輸送容器保管建屋 (1 号、 2 号、 3 号および 4 号機共用)

(3) 設置理由

使用済燃料輸送容器の保管については、これまで高浜 3 号および 4 号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管していたが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると、輸送容器の取扱基数が増加することになる。このため、輸送容器を一時的に保管 (受取検査日から 1 年以内) するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。

(4) 設置位置

物揚岸壁南側に使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。

(5) 構造および設備

新設する使用済燃料輸送容器保管建屋の主要構造は、鉄筋コンクリートの平屋建てとする。輸送容器 (NFT-14P 等) の貯蔵容量は 8 基とし、建屋の冷却は自然通風方式にて行う。輸送容器の取扱いは、車高調整機能を持つトレーラおよびパレットで行う。輸送容器の保管エリアは管理区域となるため、エリアモニタを設置する。また、出入管理設備を備えた管理室を保管エリアの横に配置する。

(6) 工事計画

使用済燃料輸送容器保管建屋の設置工事

平成 15 年 8 月 ~ 平成 16 年 12 月

2 . 使用済樹脂の処理方法の変更計画の概要

(1) 発電所名

高浜発電所

(2) 変更する処理方法

低線量の使用済樹脂の焼却処理 (1 号、 2 号、 3 号および 4 号機)

(3) 変更理由

これまで、高浜発電所 1 号、 2 号機の脱塩塔から発生する使用済樹脂は、廃樹脂処理装置で処理し、放射能濃度が低くなった樹脂を雑固体焼却設備で減容処理してきたが、低線量の使用済樹脂については、直接、雑固体焼却設備で減容処理することで、廃樹脂処理装置で処理する樹脂の量を減らし、処理に伴い発生する濃縮廃液の量を低減する。

また、高浜発電所 3 号、 4 号機の脱塩塔から発生する使用済樹脂については、高線量と低線量に分別し、使用済樹脂貯蔵タンクで貯蔵してきた。今後、貯蔵タンクの容量が逼迫することが考えられるため、脱塩塔から新たに発生する低線量の使用済樹脂および現在タンクに貯蔵している低線量の樹脂については、雑固体廃棄物として扱い、雑固体焼却設備で減容処理できるように処理方法を変更し、貯蔵余裕を確保する。

(4) 構造および設備

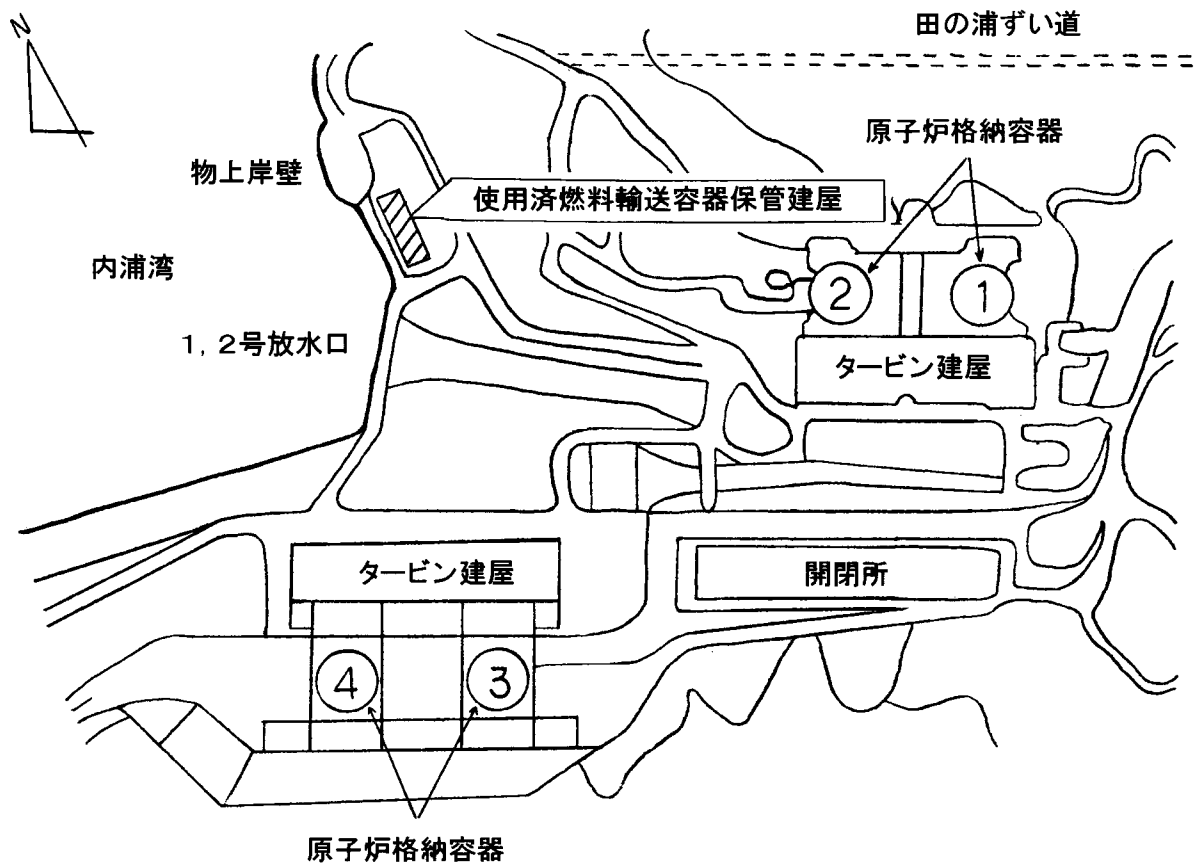
低線量の使用済樹脂をドラム缶等の容器に抜き出すために抜き取り用の配管等を設置する。

(5) 工事計画

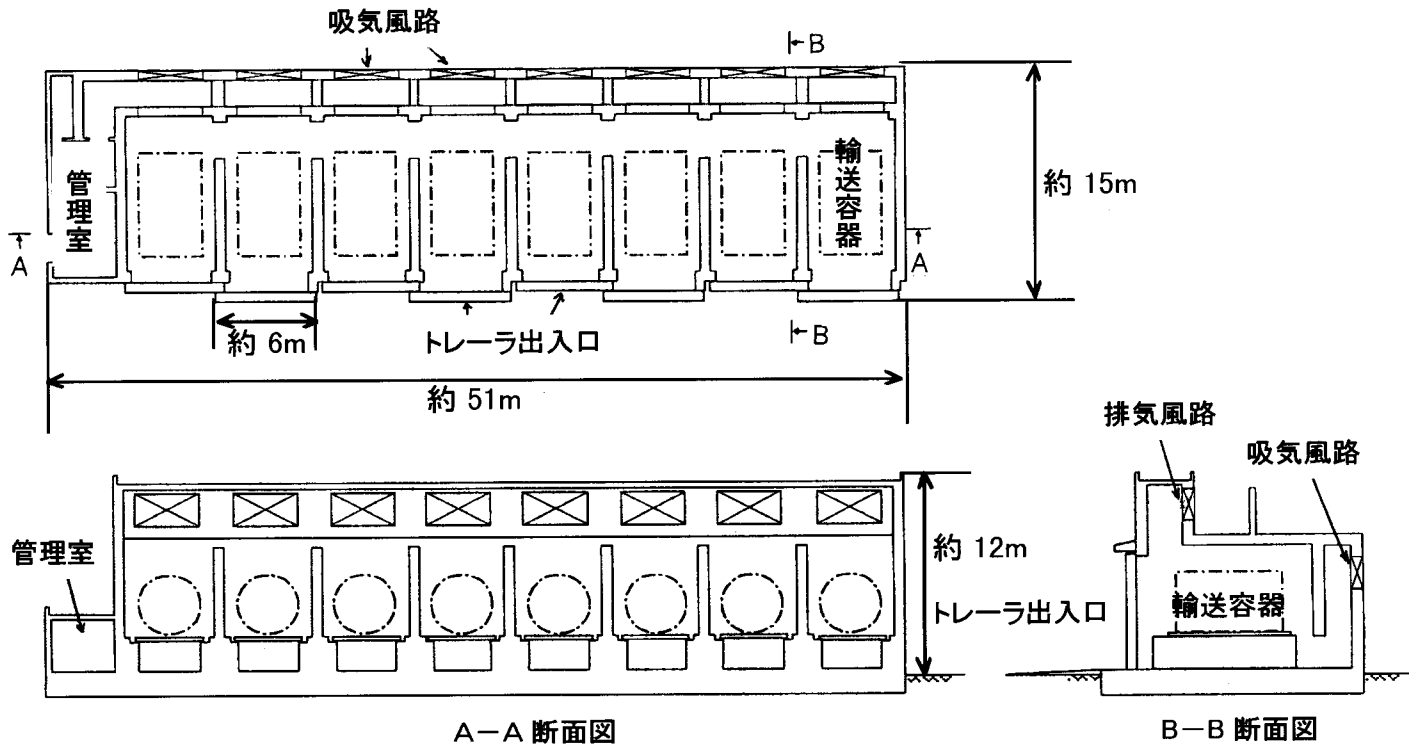
低線量使用済樹脂排出配管設置工事

1 号機および 2 号機 : 平成 16 年 12 月 ~ 平成 17 年 3 月

3 号機および 4 号機 : 平成 16 年 3 月 ~ 平成 16 年 6 月

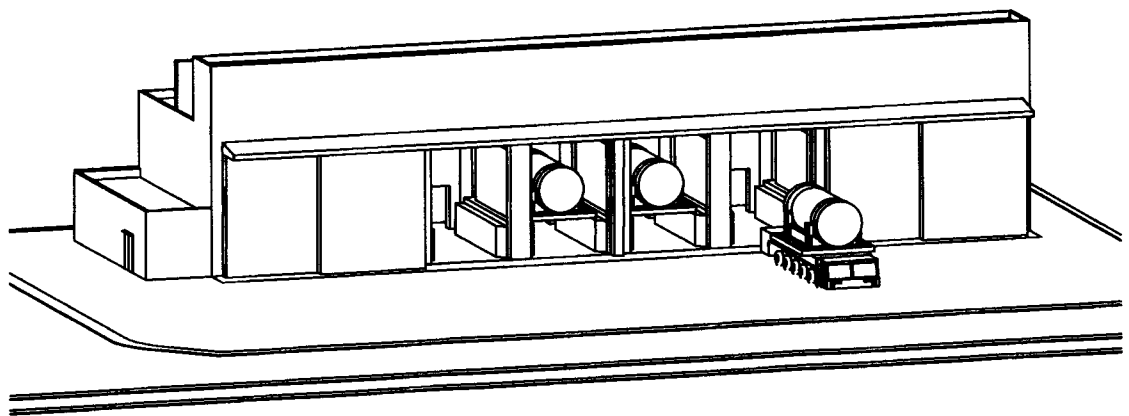


第1図 高浜発電所構内配置図

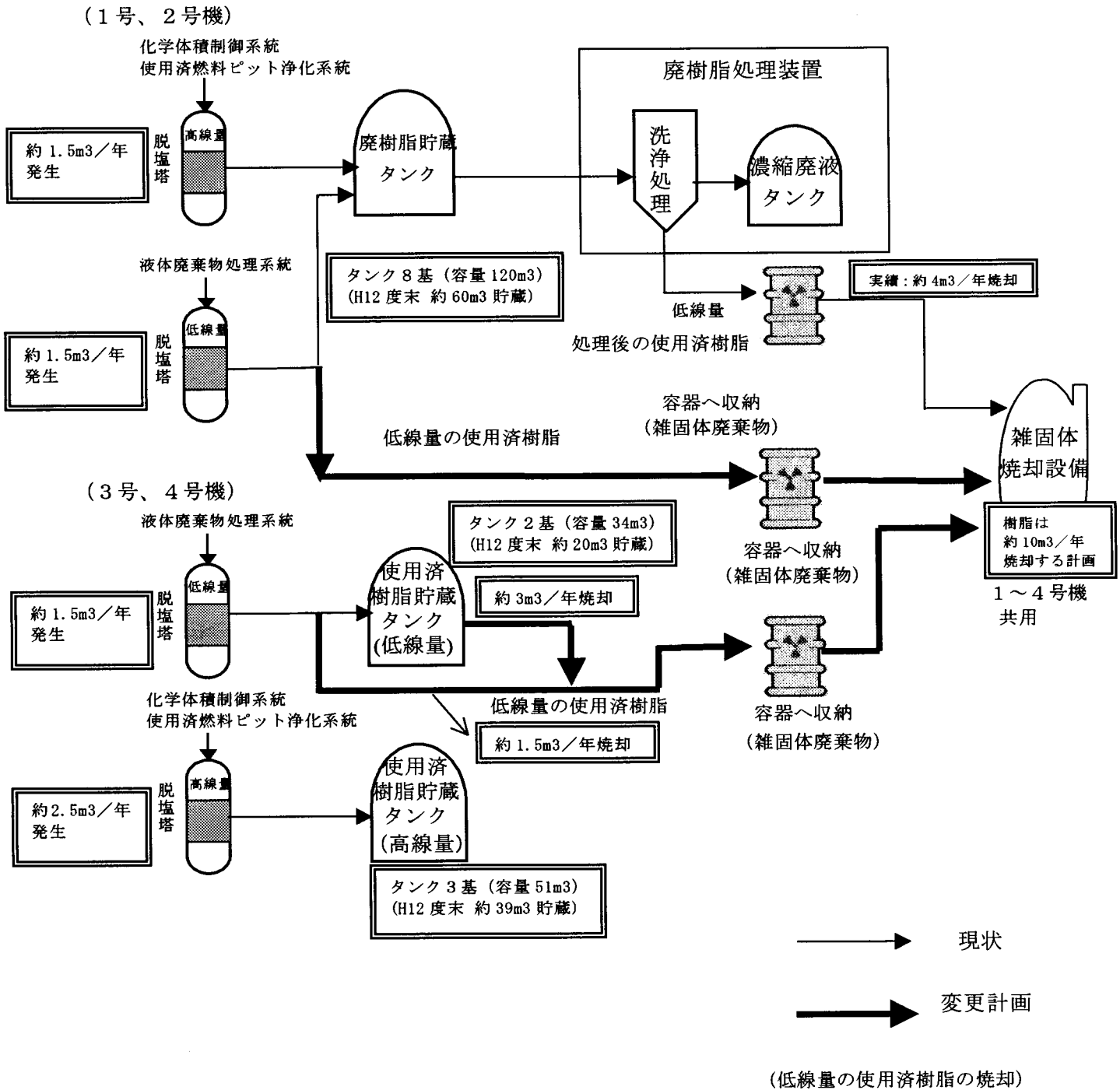


第2図 使用済燃料輸送容器保管建屋平面図

(使用する輸送容器の例 N F T - 1 4 P : 燃料集合体 1 4 体が収納可能)

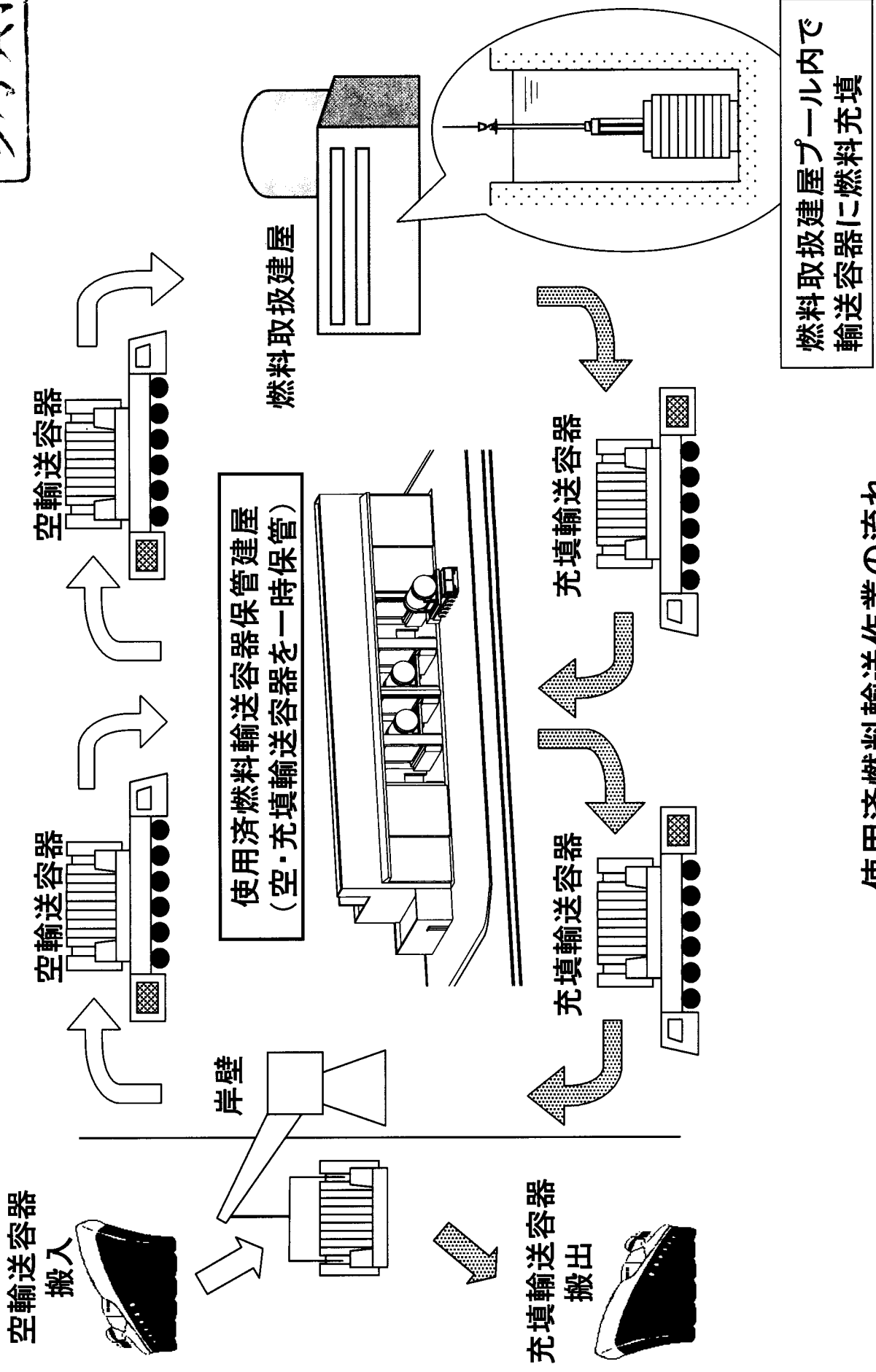


第3図 使用済燃料輸送容器保管建屋概要図



第4図 高浜発電所 使用済樹脂の処理方法の変更について

参考資料



使用済燃料輸送作業の流れ